

今別町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は津軽半島の先端部に位置し、北は津軽海峡に面し、南西は五所川原市、東は外ヶ浜町平館、西は外ヶ浜町三厩、南は外ヶ浜町蟹田に隣接した臨海山村である。

近年、本町を取り巻く社会環境は急激に変化し、本町の総人口は国勢調査によると昭和55年の7,113人をピークに減少を続け平成27年には2,961人となっており、人口減少による地域コミュニティの崩壊危機や超少子高齢化の進展、それに伴い就業者の減少や各産業の担い手不足で地域の活力は低下している。特に少子化や雇用の場の不足による若年層の県外流出等での人口減少は喫緊の課題となっている。

本町は、漁業を基幹産業とする町で、昭和60年の国勢調査において第1次産業の就業者数は758人だったが、少子高齢化や産業構造の変化などにより年々減少し、平成22年の調査結果では237人で、昭和60年と比較して521人の減少となっている。また、平成22年の全産業における構成割合は、第1次産業が18.4%、第2次産業が27.8%、第3次産業が53.8%と、高齢化や人口減少による担い手等の減少により第1次産業及び第2次産業従事者が減少し、第3次産業が増加する傾向にある。

地域の中小企業は、従事者の高齢化や人手不足、施設・設備の老朽化等の課題に直面している。このままでは、経営が成り立たず、廃業に追い込まれ、町内の産業基盤を失われかねない状況であり、地域経済の縮小、地域活力の減退など地域社会の存続に甚大な影響を与えることが危惧される。

このことから、産業振興による地域経済の活性化や雇用の場の確保のために、各種産業への先端設備等の導入促進を支援し、生産性を向上させることが必要となる。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本町経済の維持・発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

今別町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、卸売業、小売業と多岐に渡り、多様な業種で構成されている。これらの各種産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

今別町の産業は、山間部、平野部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、今別町全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、小売業と多様な業種からなり、今別町の経済、雇用を支えている。そのため、これらの産業で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、業務効率化、省エネの促進、品質向上、生産設備の能力向上など多様である。したがって、本計画においては労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。(ただし、国が同意した日から生産性向上特別措置法の廃止日までとする。)

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に對して配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。